

第五次小平市男女共同参画推進計画策定の基本方針について

1 計画策定の背景

小平市男女共同参画推進計画（小平アクティブプラン21）は、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するための計画である。市では小平アクティブプラン21に基づいて、全庁的に事業に取り組み、毎年の進捗状況を点検・評価してきた。

現行の第四次小平市男女共同参画推進計画の計画期間が令和8年度末で終了することや、少子高齢化、共働き家庭の増加や経済状況などの社会情勢の変化、市を取り巻く環境を的確にとらえ、令和9年度から令和13年度までの第五次小平市男女共同参画推進計画を策定する。

2 計画の位置付け

本計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく市町村男女共同参画計画であり、小平市男女共同参画推進条例（平成20年条例第21号）第9条に定める男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するための計画である。

また、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第3項に基づく配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための計画、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条第2項に基づく女性の職業生活における活躍の推進計画、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第8条第3項に基づく困難な問題を抱える女性への支援のための計画についても包含する。

なお、国及び東京都が策定した関連計画並びに小平市第四次長期総合計画や市の関連計画と整合性を図る。

3 計画対象期間

令和9年度から令和13年度までの5年間とする。

4 計画策定体制

(1) 小平市男女共同参画推進審議会

小平市男女共同参画推進条例（平成20年条例第21号）第9条第2項に基づき設置している小平市男女共同参画推進審議会において、計画案等についての意見を聴取する。

(2) 市民からの意見・要望等の収集

① アンケート調査等の実施

令和7年度に市民意識調査、事業所実態調査を実施し、計画策定の基礎資料とする。また、出前授業等を活用し、こども等から意見を聴取する。

② 計画の素案に対し、市民意見公募手続（パブリックコメント手続）及び懇談会等を実施し、広く市民の意見を聴取する。

(3) 庁内体制

計画の策定に当たっては、市長等で構成する小平市男女共同参画推進本部及び庁内関係課で構成する小平市男女共同参画推進委員会にて計画内容の調整を図る。

5 計画策定上の留意事項

(1) 市議会への報告

計画策定に当たっては、基本方針の策定及び市民意見公募手続（パブリックコメント手続）の実施の際等、適宜、市議会に対し報告を行う。

(2) 情報の公開

小平市男女共同参画推進審議会は公開とし、市ホームページ等により会議録及び会議資料の公表を行うとともに、計画案（素案）に係る市民意見公募手続（パブリックコメント手続）の結果を公表する。

6 計画策定のスケジュール概要

別紙のとおり

(別紙)

第五次小平市男女共同参画推進計画策定のスケジュール概要

	推進審議会、市民参加等	事務局・推進本部等
令和7年度		
5月		第1回推進委員会
6月		第1回推進本部、第2回推進委員会
7月	第1回推進審議会	第2回推進本部 第3回推進委員会
8月	第2回推進審議会	第3回推進本部
9月	男女共同参画推進についての市民意識・ 事業所実態調査	
10月		集計・分析
11月		
12月		市民意識・事業所実態調査報告書完成
1月	第3回推進審議会	第4回推進委員会、推進本部
2月		
3月		
令和8年度		
4月		計画内容、素案の協議・作成 第1回推進委員会、推進本部
5月	第1回推進審議会	
6月		骨子案作成
7月	第2回推進審議会	第2回推進委員会、推進本部
8月		第3回推進委員会、推進本部
9月	第3回推進審議会	
10月		第4回推進委員会、推進本部 素案作成
11月	第4回推進審議会 市民意見公募手続(パブリックコメント)	
12月	↓ 懇談会	市民意見集約・反映、計画案作成
1月	第5回推進審議会	第5回推進委員会、推進本部
2月		↓ 計画策定
3月		計画書印刷・製本